

令和4年第2回北海道議会定例会 予算特別委員会〔知事総括〕 開催状況

開催年月日 令和4年6月29日
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答 弁 者 知事

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|--|
| <p>二 泊原発の安全性等について (一) 避難体制の把握について 泊原発の避難計画の問題点ですが、UPZ内の避難行動要支援者数は9777人で、救急車は16台しかないことが明らかになりました。知事は、バス等による避難等が困難な入院患者さんなどがどのように避難するか、想定していますか。台数の限られている救急車等を利用して避難する人数を把握する必要があるとお考えか伺います。</p> <p>(二) 救急車等の車両把握と避難計画への反映について 避難方法は臨機に検討するとおっしゃいましたが、臨機に検討するのは間に合わないから、あらかじめ避難計画を作っておいて、すぐ避難できるようにするという必要があるんですよ。救急車を必要とする人が何人程度いるから、どうやって準備するか決めておかないといいんですか。かつて死亡事故があったJCO東海事業所のある茨城県の県立中央病院の避難計画によりますと、重症者140人、同行者を合わせて610人、それで必要な車両の台数は141台とされています。救急車を含む必要車両の把握を行うとともに、避難計画への反映を行うべきではありませんか。伺います。</p> <p>(二) 再質問 病状によって救急車が必要な人の人数が日々変わるのとは当然ですが、大枠何人程度の搬送が必要かを把握してそれが可能になるように準備するのが避難計画というものであります。人数が多少変わるとか、日々変動するという問題ではなくて、大枠で準備を進めることが重要です。茨城県において作成した医療機関への入院患者等の避難計画策定の依頼に、避難手段として、施設保有車両で不足する救急車等の台数を記載する項目があります。こうした実態を把握する努力こそ道に求められているのではありませんか。伺います。</p> <p>(二) 再々質問 UPZ圏内町村の避難計画では「バス等による避難等が困難な入院患者等にあつては、国や道の支援を受けた救急等の車両、又はヘリコプターにより搬送する」と記載されています。町村が国や道に対して救急車等の車両が足りないと要請し、道が調整機能を果たすことになっているにもかかわらず、いざ原発事故が起こらなければ何も分からないという姿勢では、道の責任を果たせないのではないですか。お考えを伺います。</p> | <p>(知事) 泊原発に関し、UPZにおける医療機関や社会福祉施設の入所者の避難についてであります。原子力災害発生時のUPZ内の住民の方々は、まずは屋内退避を行い、その後、緊急時モニタリングの結果により空間放射線量率が基準値を超える区域について避難を実施することになります。避難対象区域にある医療機関等には、重症患者や介護度の高い入所者など、他の病院等への移送にあたって配慮が必要となる方々は一定数おられ、各医療機関においても把握をしておいておられますが、そうした方々の急な避難実施によって、かえって健康リスクが高まることのないよう、避難可能なタイミングや、救急車や福祉車両、ヘリコプター等の避難に必要な手段など、最適な避難方法については、臨機に検討する必要があると考えているところでございます。</p> <p>(知事) 避難用車両の把握などについてであります。他の病院等への移送にあたって配慮が必要となる方々の対象人数は、入院状況や個人の病状などによって大きく変動しうることから、救急車両の必要台数等をあらかじめ把握することは難しい面があります。こうした方々については、各施設及び関係自治体等が保有する救急車両や、運送業者が保有する福祉車両などによる支援を受け、さらには状況に応じて、自衛隊などの実動機関の支援を得るなどして、避難を実施するものと考えているところでございます。</p> <p>(知事) 避難用車両の把握などについてであります。他の病院等への移送にあたって配慮が必要となる方々の対象人数は、入院状況や個人の病状等によって大きく変動しうることから、救急車両等の必要台数等をあらかじめ把握することは難しい面があります。急な避難実施によって、かえって健康リスクが高まることのないよう、医療機関等とも連携をし、その時の個々人の病状等に応じた、最適な避難方法について、臨機に検討する必要があると考えております。</p> <p>(知事) 入院患者等の避難についてであります。他の病院等への移送にあたって配慮が必要となる方々については、医療機関等とも連携し、各施設及び関係自治体等が保有する救急車両や運送業者が保有する福祉車両などによる支援を受け、健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行うこととなります。道では、そうした搬送手段の確保に向け、地域防災計画の改訂に合わせて運送業者の福祉車両等の保有状況について把握することとしております。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|--|
| <p>(三) 避難計画の共有とモニタリングについて 医療機関や施設の避難計画の内容について、道と各市町村との間でどう共有されていますか。策定された計画のモニタリングは実施していますか。</p> <p>(三) 再質問 避難の手順、体制など内容を確認していますか。それとも計画を作っているかいないかだけですか。伺います。</p> <p>(三) 再々質問 つまり、確認しているのは、作っているかいないかだけだということですね。 各施設の避難計画が実施可能か、どういう避難計画なのか、周辺市町村と調整したり、人員の派遣等、道や市町村と共有して調整して、現実的避難計画になるというふうに考えます。ですから茨城県では、各医療機関の避難計画を県に提出するように依頼しているんです。 道でも、医療機関、社会福祉施設で策定した避難計画の提出を求めるべきではありませんか。</p> <p>(四) 知事の責任について 原子力災害避難計画で使用する救急車の台数を想定していない問題、医療機関等の避難計画の内容を確認していない問題、計画のモニタリングもしていない問題を取り上げてまいりました。 これで万全な計画と言えるのでしょうか。 知事は道の原子力防災の責任者として責任を果たしているという自覚がありますか。伺います。</p> <p>救急車が何台必要で、不足する分はどうやって対応するのか、それを具体的に想定して準備しておくのが避難計画の意義だと考えます。現状では、入院中や施設入所中の方で、ストレッチャーによる搬送、車イスによる護送の人数等を、規模感としても掴んでいない。だから救急車の必要台数も想定ができない、ということでもあります。まず、住民の状態から避難方法を把握し、現実的避難計画を策定することが知事としての責任ではないか。この点を申し上げて質問を終わります。</p> | <p>(知事) 医療機関などの避難計画についてであります。医療機関や社会福祉施設の避難計画については、原子力防災の関係法令及び国が示すマニュアル等において、道及び町村と共有する仕組みにはなっていないところではありますが、各施設においては、道が示した避難計画作成マニュアルに基づき、施設の概要をはじめ、職員の連絡体制や緊急連絡先の整理、屋内退避や避難実施のための手順及び体制を定めることとしており、その計画の策定状況については、医療法に基づく監視の場面などを活用し確認しているところであります。 また、道及び関係町村が主催する原子力防災訓練に参加し、職員の役割を確認させるなどして、原子力災害時の入院患者や入所者の安全確保に努めるとともに、施設の運営体制等に変更があった場合には、必要な見直しを行うこととしております。</p> <p>(知事) 医療機関などの避難計画についてであります。各施設の避難計画については、道が示した避難計画作成マニュアルに基づき作成され、屋内退避や避難実施のための手順及び体制などを定めているものと考えております。 なお、その策定状況については、医療法に基づく監視の場面などで確認を行っているところでございます。</p> <p>(知事) 医療機関などの避難計画についてであります。医療機関などの避難計画については、道や町村と共有する仕組みにはなっていないものの、今後とも避難計画の実効性を高めるため、医療機関等との必要な連携を図ってまいります。</p> <p>(知事) 原発の防災対策についてであります。原子力防災対策は、防災計画や避難計画の策定をもって完了するというものではなく、原子力災害時において、計画に基づく屋内退避や避難などの防護措置を確実に実行できるよう、不断に取り組んでいくことが重要であります。 今後とも、関係自治体と連携をし、住民の皆様への周知や避難訓練に継続的に取り組むなどし、より実効性のある防災対策の構築に努めてまいります。</p> |